



今回のテーマは **身元保証** です。

身元保証？

老人ホームなどの高齢者施設に入居、入院する時などには施設（病院）側から **身元保証人** をたてることを求められます。

例

施設料(医療費)などの **お金** の支払いに関する保証
亡くなった場合や退去を求められたときの **身柄引受** に関する保証



困っておられる方が
増えています。



身寄りがない

頼める人がいない

子供に負担をかけたくない



豊富にお金があっても・・・

身元保証人を立てられないと、施設に入居・入院できないことがあります。

後見人と身元保証人の違い

後見人

本人に成り代わり、本人の権利を守る。
身上監護 財産管理

身元保証人

施設・病院利用の際など、本人と違う立場で対外的責任を負う。
連帯保証 身柄引受

身元保証人は連帯保証債務について立替払いを行った場合、本人に対して立替金の請求をすることになります。本人の財産を管理する立場である後見人と、立替金を請求する立場である身元保証人が同一人物であることは、利害が対立するため、**原則として、後見人は身元保証人になることができません。**

あてはまる方は、ぜひ一度ご相談ください！

- 保証人になってくれる人がいない
- 疎遠な親戚がいるが、頼み難い
- 子供がいるが、保証人として負担をかけたくない
- やむなく知人に保証人になってもらっているが、いつまでも頼めない
- 夫婦や兄弟で保証人になっているが、互いに高齢で不安
- 一生のことなので、安心できる保証人をお願いしたい。



司法書士法人
F&Partners

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
【大阪事務所】〒540-0026 大阪府中央区内本町1丁目1番1号
OCTビル3F
【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号
エルティ932-113